

議案第84号

瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年瀬戸内市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「

瀬戸内市牛窓体育館条例（平成16年瀬戸内市条例第79号）

瀬戸内市公立学校施設の利用に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第81号）

」を「

瀬戸内市牛窓体育館条例（平成16年瀬戸内市条例第79号）

瀬戸内市玉津体育館条例（平成25年瀬戸内市条例第8号）

瀬戸内市公立学校施設の利用に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第81号）

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年瀬戸内市条例第49号)新旧対照表

現行	改正後
<p>別表(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>瀬戸内市牛窓体育館条例(平成16年瀬戸内市条例第79号)</p> <p>瀬戸内市公立学校施設の利用に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第81号)</p> <p>略</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>瀬戸内市牛窓体育館条例(平成16年瀬戸内市条例第79号)</p> <p><u>瀬戸内市玉津体育館条例(平成25年瀬戸内市条例第8号)</u></p> <p>瀬戸内市公立学校施設の利用に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第81号)</p> <p>略</p>